

平成 22 年 8 月 31 日 (月)

於：農林水産省 8階 水産庁中央会議室

水産政策審議会

第23回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開会	1
2. 委員出欠状況報告	1
3. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	1
4. 配付資料の確認	2
5. 議事	
(1) 審議事項	3
① 諮問第175号 行政不服審査請求について	
② 諮問第179号 行政不服審査請求について	
(2) その他	
環境・生態系保全活動支援事業の概要について	13
次回日程について	14
6. 閉会	14

開 会

○宇賀神計画課長 水産庁計画課長の宇賀神でございます。予定の時間が参りましたので、ただいまから水産政策審議会第23回漁港漁場整備分科会を開催いたします。

委員出欠状況報告

○宇賀神計画課長 初めに委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定により分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中6名の委員が出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

水産庁漁港漁場整備部長挨拶

○宇賀神計画課長 それでは、議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長より御挨拶を申し上げます。橋本部長、お願いいたします。

○橋本漁港漁場整備部長 本日は、水産政策審議会の第23回漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては御多忙の折、また猛暑の中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げたいと思います。

本日8月31日は、丁度来年度予算の概算要求を取りまとめる最終期日になっておりまして、残念ながら今日は詳細についてお話ができませんので、次回に御説明させていただきたいと考えておるわけですが、水産庁としましては、水産の資源管理に積極的に取り組む漁業者の方を対象とした所得補償制度の導入等についていろいろ検討を行っているところでございます。また、水産基盤整備の予算につきましても、限られた財源の中ではございますが、これまでと同様、水産資源保全のための水産環境の整備、あるいは漁港や市場の衛生管理の高度化、また漁港施設の老朽化や安全対策などに重点を置くべく検討を進めている状況にございます。

また、本年度は、現在の水産基本計画、あるいは漁港漁場整備長期計画のちょうど4年目となります。したがって、それぞれ現在の計画がどの程度進んでいるか、新たに生

じた課題の対応を議論する必要があることから、それぞれ内部で勉強会などを立ち上げて検討を始めたところでございます。これから、それが進んだ各段階で、漁港漁場整備長期計画に関してさまざまな御議論をいただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

本日の議題でございますが、千葉県銚子漁港と島根県浜田漁港における行政不服審査請求についての諮問の御審議を行っていただくところでございます。よろしくお願いいたします。また、時間に余裕がございましたら、藻場・干潟に関する取組を簡単に御紹介させていただきたいと考えております。皆様からも御質問、御意見をいただければありがたいと考えております。それでは、よろしく御審議をお願い申し上げまして、簡単ですけども冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○宇賀神計画課長 ありがとうございます。

出席者紹介

○宇賀神計画課長 ここで、本日御出席の委員の皆様について御紹介を申し上げます。委員の皆様方、どうぞ御着席のままでお願いいたします。

まず、分科会長の中田委員でございます。

それから、座席の順で右のほうから、森川委員でございます。

畠山委員でございます。

井上委員でございます。

櫻本委員でございます。

泉澤委員でございます。

続きまして、本日出席しております水産庁側の出席者を紹介いたします。

今御挨拶いたしました橋本漁港漁場整備部長でございます。

高吉整備課長でございます。

本田防災漁村課長でございます。

岡水産施設災害対策室長でございます。

委員及び出席者の紹介は以上でございます。

配付資料の確認

○宇賀神計画課長 次に、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。一番上に本日の会議の次第がございます。次に資料一覧の1枚紙がございます。次に資料1としてこの分科会の委員の名簿がございます。次に資料2の厚いまとまりがございます。まず、3月の審議会で行いました諮問第175号「行政不服審査請求について」の諮問文の写しが表紙のところにありまして、1枚めくっていただきますと資料2-1として、これも3月の審議会に配付しました資料でございます。さらに63ページを開いていただきますと資料2-2がございます。第23回漁港漁場整備分科会資料、同じ案件でございますが、本日の審議会に新しく加わった資料が資料2-2としてとじてございます。以上が資料2でございます。次にもう1つ、資料3があります。諮問第179号「行政不服審査請求について」というところで表紙に諮問文の写しがございます。1枚めくっていただきますと資料3-1とありまして、第23回漁港漁場整備分科会諮問事項、その他参考資料等がまとまった資料となっております。

本日の資料は以上でございます。何か不足等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは早速、議事に入っていただきたいと思います。中田分科会長、以後の進行をよろしくお願い申し上げます。

議 事

(1) 審議事項

諮問第175号 行政不服審査請求について

諮問第179号 行政不服審査請求について

○中田分科会長 それでは、これから早速ですけれども、本日の議事に入りたいと思います。本日は、前回当審議会に諮問がありました1件と新たな諮問として1件、合わせて2件の審議となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、その点もよろしくお願いいたします。

では、橋本部長から諮問をいただくこととします。お手元の資料2及び資料3をご覧い

ただきたいと存じます。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、最初に3月に諮問いたしました件につきまして朗読させていただきますと存じます。資料2の77ページに添付されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

21水港第1742号

平成22年8月31日

水産政策審議会会長 殿

農林水産省大臣 山田 正彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成21年8月14日付けで審査請求人 A からなされた行政不服審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問したが、審査請求人から行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第39条第1項の規定に基づき、平成22年8月16日付けで審査請求の取り下げがあったので、同審査請求に係る下記事項の審議についての諮問は取り下げる。

記

千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県が行った漁港区域内の水面占用申請不許可処分に係る平成21年8月14日付けの行政不服審査請求

でございます。

続きまして、諮問第179号についても朗読させていただきたいと存じます。資料3にございますので、ご覧いただきたいと存じます。

22水港第295号

平成22年8月31日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 山田 正彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成22年4月

20日付けで審査請求人 B からなされた行政不服審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

島根県浜田市浜田漁港における漁港管理者である島根県が行った平成22年3月30日付け工作物除去命令に係る平成22年4月20日付けの行政不服審査請求

以上でございます。

○中田分科会長 それでは、前回の審議会に諮問のありました諮問第175号、行政不服審査請求について（千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県が行った漁港区域内の水面占用申請不許可処分に係る平成21年8月14日付け行政不服審査請求）の件と、それから、新たな諮問第179号（島根県浜田市浜田漁港における漁港管理者である島根県が行った平成22年3月30日付け工作物除去命令に係る平成22年4月20日付けの行政不服審査請求）についての審議に入りますが、水産政策審議会議事規則の第6条によりまして、不服審査に係る内容であることから、非公開での審議ができるとなっておりますので、非公開の場で審議を行いたいと思います。なお、後ほど審査請求人の意見を聴取することになりますが、これは公開の場で行うことになっております。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、これより非公開の審議としたいと思いますので、審査請求人及び傍聴者の方々につきましては、会議室の外に一旦出ていただきますようお願いいたします。

〔非公開審議〕

○中田分科会長 それでは、これから公開により諮問第179号の工作物除去命令に対する行政不服審査請求に基づく審査を行います。この案件の審査請求人、今おいでいただいておりますけれども、資料3の43ページ以降に関連の資料が添付されておりますが、本日は審査請求人の B さんのほかに、参加人として許可を受けている C さんも参加しておられます。

それではまず、この審査請求の内容についての意見をお伺いしたいと思いますけれども、本日の審議会は大体16時をめぐりに閉会予定となっておりますので、審査請求人及び参考人

におかれましては、大体20分程度になるように意見をお聞かせいただければと思います。
最初に、意見を述べる際にお前を述べていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○ B 審査請求人 B です。

○ C 参加人 私は B の代理の C でございます。

今日こういう席にお伺いしたのは、島根県の行政サイドのやる行為というものが余りにも不純しているという考えでお伺いしました。それについて私から B の代理として説明申し上げますが、一番当初平成22年4月1日付で、工作物を除去しなさいという溝口知事から文書が参りました。その以前には、B が D より金を引っかかったということで、B がそこを利用するのは構わんという処理をいただきました。そして平成22年4月8日付で、県の水産課の方々が見えまして、わずか7分間で未登記物件の坪数をはかられて、そして島根県のものとして登記されました。これが建物でございます。

平成22年4月12日に仮処分決定ということで、松江地裁から島根県の裁判官・坂本さん、書記官・細木さんを通じて、仮処分で、この物件を撤去して B は退きなさいと。ただ、その裁判においても B は呼び出されることは1回もありません。まるで北朝鮮のごとく、一方的な島根県の仮処分通知を受けました。続いて、平成22年4月12日に文書が来ましたので、農林水産大臣に対して審査請求を起こした次第でございます。

当時、赤松大臣に対して請求を送りました島根県浜田市、この建物というものは、私は山口県に住んでおりますが、通常この文書の中にありますが、わずか90平米のこういう建物でございますが、山口県であれば、この建物の建築確認というものは、地元市町村で行うものというのが私山口県の人間として考えておりますが、島根県の浜田市の市役所の建築指導課にお伺いしたところ、この建物に対しての建築確認のものは一切ございませんでした。

その足で今度は浜田県土整備事務所、これが建築確認の地元と思いますが、E さんという方にお会いしました。この建物に対して県のほうへ確認申請がございましたか、ということをお聞きしたところ、そういうものはちょっと待ってくださいということで、調べていただいたのが4月13日です。それで、ございませんという認識をいただきました。

その後、反論文いろいろやっておりましたが、ただ自分たちの都合のいいと言っては悪いけど、都合のいいことは関知しない。認めない。その文書だけのやりとりで過ぎてまいりましたところ、今度は私が4月13日にこの文書を B からファックスを受けまして、島根県浜田市にお伺いして、浜田県土整備事務所の F 部長とお会いしましたところ、例

の一番最後にごさいました証明というか、この建坪の建て主が D 代表取締役・ G 、こういう文書を浜田の県土木に行ってみせていただきました。

これが証明書の写しになりますが、当時私が B 、それからうちの顧問と 3 人でお伺いしたときは、この証明書の中に「写」でなしに「案」とありました。こういう格好で「案」で出したらいんじゃないかと。ということは、話の中で作文してつくられたものということしか私どもは考えられません。ですから、その辺をよく審議していただいて。本当に貧しい人間が引っかかっている中で、県行政のやり方というものが余りにも不敏ではないかと思います。その辺をひとつ御審議いただきたいと思います。

それともう 1 つ大変重要なことを申し忘れましたが、こういうプラント、焼却炉が事務所の前に建っております。島根県の保健所にお伺いしたところ、産廃の俗に言う焼却炉ですから、管理型の産廃と思いますが、こういうものを建てるという申請は一切保健所にはなかったということです。これを浜田水産事務所は容認して 3 年ないし 4 年の営業をしております。大気汚染の数値もはかっていない、何もしていないもので営業させております。この辺もひとつ御確認をお願いしたいと思います。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから何か質問、その他ございますでしょうか。

1 つ最初に私のほうで確認させていただきたいのですが、 G さんと契約を結ばれているわけですが、そのときに G さんのほうから、公共用地なのでいろいろ制限があるとか、あるいは使用上の条件、内容については全然聞いておられないということですか。そこら辺の確認を最初にさせていただきたいと思います。

○ B 審査請求人 県の水産課のほうから土地は借りておるということは聞いております。

○中田分科会長 公共用地ということでその用地に制限がいろいろあるわけですが、そこら辺の内容については聞いておられますか。

○ B 審査請求人 内容は別に聞いていないです。

○中田分科会長 では、櫻本委員。

○櫻本委員 平成13年 8 月 1 日の「動産売渡証書」というのがありますね。これの売買の対象は、先ほど見せていただいた事務所の売買ですか。それとも敷地全部、ほかの焼却施設も含めた動産の売買ですか。

○ C 参加人 後で B 本人にも説明させますけれども、売買というよりは、当初は G がえらいから金を貸してくれということを B へ申し入れたわけです。B も私のほうへ、

金が足らんから何ぼか協力してくれないかと。たまたま B と私は同級ですから、それなら少し協力しようということで出した。たまたま不動産売買譲渡証明書ということで、B が H さんという方に、このほうがいいぞという格好で書かれたもので、現実には借用書が一番よかったんですよ。借用書に対して、この物件を引き渡しするぞというのであればスムーズにいったおったわけです。不動産売買証明書ということを書いて、なおかつ、当然私はこれだけの焼却炉を持ってやっている、要するに管理型、産廃は大気汚染にしても非常にうるさい時期に、これだけの焼却炉を建ててやっているということであれば、きょう出した金がせめて1.5倍なり倍になって何年かしたら返ってくるなということで、B にいいぞということで私が金を融資したわけです。だから、あくまでそれを島根県は、保健所にも確認したけど、保健所にもこの焼却炉を建てるという通知は一切なしに建てさせて、3年ないし4年無許可で営業させておるわけです。だから、この売買というのは、そういう格好で金が流れたというのが事実なんです。

○ B 審査請求人 金のあれは一応 C さんとも相談して、自分のお金の足らん分を C さん貸してくれんかということで、150万円借りて G に貸したんです。それで、つぶれてしまって不渡りになってしまって、きれいにお手上げになったから、この事務所でも取ってくれんかということで、その事務所をもらったわけです。その事務所でもくれないとやれんわと言って、C さんと相談して、そうしてくれないとやれないと、事務所でももうてくれないとやれんと言うもので、それではそれをもらっておくかということで、安心してもらうたわけよ。

○井上委員 最初は事務所ということですか。

○ C 参加人 事務所プラス、オールプラントも一式です。

○中田分科会長 泉澤委員。

○泉澤委員 B さんのほうは、このプラントを譲り受けてプラントを自分から経営すること、最初からそういう思いで売買されたわけではないんですね。

○ C 参加人 それはないですね。ただ、本当に許可が出て、大気汚染の大気数値もあってものできるのであれば、それは焼却炉でごみを処理すればやっていけるという観念もあったけど。ただ、これだけのプラントをつくった。はっきり言ってこのプラントも何億からの金がかかっていると思うのです。キルンも交えてこういう焼却炉ですから。

○ B 審査請求人 これを入れているのが、浜田の■■■■■■■■■■というリース屋なんです。あれが8,700か8,800で据えつけておると所長から聞いております。水産課のほうで、全国

豊かな海づくりというのが平成15年にあったのです。天皇陛下が平成15年に来るということで、冷凍庫やら2棟。あれらでも2棟だけで何十億と使っているんです。それを解いたりするのに解体料が2億1,000万円かかっていると聞きました。あそこの加工団地の中ではそういうむだな金もしているんです。あそこでつぶれているのはほとんどです。

そういうあれになっているということは、三隅と浜田の災害があったときに、加工団地のすぐそばに自分が住んでいたから、それでどんな土を入れているのかというのを見たら、土でなしに石塔を持ってきてぼこぼこ入れていたから、それを見て自分は怒ってしまったんだ。石塔なんか埋めてどうするんだと言って、取れるだけ取れと言って2～3台ぐらい取らして、もとへ持って運ばしたんです。そのときに自分は思うたんです。石塔なんかこういうところに埋めること自体おかしいし、これは崇めて商売するにもええことにはならんなどそのときに思いました。

案の定みんなあそこへ来て商売をやっているのがほとんどつぶれて、後を引き受けて来ている者もありますが、事務所を買ったりして、それでパチンコもできたり。ここに写真を撮ってきているが、ミール工場ができたりして、そのミール工場もみなつぶれてしもうて。自分も若いときは船へ乗っておったから、その船の会社が[]と言って下関にあるんです。その会社も、浜田市にだまされたと言って。あれらも何十億円と突っ込んで、その会社もつぶれて、その後にパチンコ屋が今できているんです。浜田市にだまされたと言って、その社長も泣いておったということを聞きました。あそこの中の企業はそういうつぶれ方ばかりしているんです。

自分もそのときは、石塔なんか埋立地に放り投げて埋めているということは、ええことにならないということは自分が読んだわけです。この中で商売やってもだめだと、みんなつぶれると思っていた。案の定、自分の読んだように今現在になっている。

○中田分科会長 ほかに御質問はいかがですか。

参考までに今の施設、建物はどういうふうに使っておられるのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○ B 審査請求人 事務所がわりにして出入りしています。

○中田分科会長 Bさんの事務所があるわけですか。

○ C 参加人 Bというより、皆で浜田で「[]」というものをつくっていいこうではないかということで、いろいろ審議してあの事務所は使わせてもらっています。

○中田分科会長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

○泉澤委員 経時的な流れがわからないのですが、前後するかもわからないのですが、この文書から言うと、既に平成12年5月にプラントの許可が取り消されていた。そのプラントの許可が取り消されているのを、その後ですよ、平成13年に契約されているということは、全然ここに書いてあるとおりにわからなかったわけですね。

○ C 参加人 わからない時点です。

○泉澤委員 それから、こういう漁港施設地区という部分での占用料は知らされていなかったのですか。例えば年間幾らであるということは。

○ C 参加人 そうというのは一切ございません。そのうちに水産事務所のほうから B に連絡があつて、とにかく立ち退いてくれ、出て行けと。いや、こうこうで金を出している。

D にこういう格好をしているから、金が引っかかっているから金を返してくれないかと。そうしたらスムーズに退きましようというのがしょっぱなだったんです。ところが、やぶから棒に島根県の裁判所から撤去命令の文書が来まして、その後に今度は、品物を解体しなさいと解体除去命令。その裁判にしても、例えば B で来た裁判所の、江津支部で浜田支部になっていますけど、おまえも座ってこうこうせいと裁判の中で一言も言葉を述べさせてもらうのではなしに、ただ一方的な命令書。俗に北朝鮮ですよ。お前、これを解体して出て行けと。ところが、これだけの炉を解体するのにどれだけの錢がかかりますか。3年も4年も運営した炉であれば、全部水洗いして、なおかつその出た水も産業廃棄物です。今の日本国の厚労省の考えは。その水のまた水処理に錢が要る。それを解体して出ていきなさいと、こんな不合理な話はないと思います。

○ B 審査請求人 それとこの分を解体するのに、県が全国豊かな海づくりのあれで、これを県が解体しようと思ったわけです。それで何ぼかかるかというのを[]のリース屋に県が見積もってもらっているわけです。そうしたら[]が、これを解体するだけで4,800万円くらいで見積もっているんです。それで金がかかるというあれで解体をようせんかったわけです。そういうことを[]の所長が自分に教えてくれたよ。

○中田分科会長 ほかに御質問等ございますか。

○櫻本委員 この動産に関して登記上の所有者はどうなっているのですか。

○ C 参加人 土地は現況は島根県のもです。なおかつ建物も未登記物件でありましたが、わずか1日でこの坪数を調べられて、今は島根県のものになっております。

○泉澤委員 建物もですか。

○ C 参加人 建物も未登記だったのを、仮処分調査書と言って、これは H さんと松江の I さんという県の方が2人来て見られて、平成22年4月8日、午前9時55分から同日10時2分までパッと品物を見られて、坪数を出されて登記されております。

○櫻本委員 それまでは未登記ですか。

○ C 参加人 それまでは未登記だったんです。わずか7分間で、あれだけの建物の坪数を調べられるのは立派ですね、ということで私は県のほうへお伺いしたことがあります。なおかつ浜田市の建築指導課にもお伺いし、そして県の今の答えを出された課にもお伺いしたところ、この建物に対して建物の審査請求というか建築確認というものは一切なかったのです。

○中田分科会長 ほかに御質問ございますか。

そろそろ予定の時間になっておりますので、特にないようでしたら、これで審査請求人に対する意見の聴取については終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましても水産政策審議会議事規則の第6条によりまして、不服審査に係る内容ということで非公開での審議ができるとなっておりますので、非公開の場で行うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審査請求人の B さん、参加人の C さん、今日はどうもありがとうございました。お疲れ様でございました。

今いろいろ聞かせていただきました御意見も踏まえましてこれから審議を行いますが、この審議会としての諮問に対する答申につきましては、次回もしくは次回以降の審議会の場になりますので、本日はこれで終了ということになります。これから非公開の審議に移りますので、審査請求人及び参加人、傍聴者の方々については退室をしていただきますようお願いいたします。

○ C 参加人 1つお聞きしたいことがあるのですが、よろしいですか。

○中田分科会長 はい。

○ C 参加人 この土地そのものは島根県のものになっております。島根県農業水産整備課というのが一応管理ということになっていますが、これは国の助成金なり補助金を一部使ってつくった土地ではないのですか。島根県がつくった土地ですか。

○中田分科会長 それは今ちょっとわからないと思います。

○ C 参加人 例えば水産に対して、水産事務所が国の助成金なり国の補助金を使ってや

ったものの中に、パチンコ店を建てさせるということはどういうことでしょうか。その辺も調べてほしいのです。事務所の真ん前に大きいパチンコ店が建っているのです。この整備をした土地の中に。多分島根県が自費で、また島根県の水産事務所が自費でこれだけの設備をやったとは思われません。やはり国の補助金なり助成金を使ってやっていると思うのです。その中に堂々とパチンコ店を運営させるというのはいかななものか。その辺もひとつ調べてほしいのです。それとなおかつ、これだけの焼却施設をつくって何ら許可とか、保健所を経由して大気汚染がどうのこうのというものをせずに、つくらしておるという島根県の県行政というものを私は疑っておるわけです。その辺も十分に御配慮いただいて調べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中田分科会長 先ほど御意見の中でもその趣旨のことをお伺いしましたので。

それでは、これから非公開の審議のほうに移りますので、恐れ入りますが御退席をお願いします。

〔非公開審議〕

それでは、公開の審議を再開させていただきます。

冒頭に朗読していただきました諮問第175号、前回3月の審議会で諮問を受けたものですが、審査請求人よりの取り下げを受けまして、農林水産大臣からの諮問も取り下げられたということでございますが、そういうことでよろしいかどうか最終的に確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、諮問第175号につきましては、取り下げということにいたします。

本日、諮問第179号で諮問がございました、島根県浜田市の工作物除去命令に係る審査請求につきましては、本日審議を行いまして、委員の皆様からいろいろ意見をいただきまして、幾つか問題点も出していただきましたので、そこら辺についてさらに次回の審議会で検討した上で、最終的な答申を出すように準備を進めていきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(2) その他

環境・生態系保全活動支援事業の概要について

○中田分科会長 それでは、本日の審議予定の事項は以上でございますけれども、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうで何かございますでしょうか。

○宇賀神計画課長 それでは、時間が押していますので簡潔に御説明申し上げます。

今お手元にお配りしました環境・生態系保全活動支援事業、これは昨年度から、藻場・干潟につきまして、漁業者及び地域住民等による藻場・干潟の保全活動に支援する事業を始めておりますので、御紹介させていただきます。

1 ページ目の左にありますように、対象資源として藻場、干潟、浅場、ヨシ帯、サンゴ礁を保全する活動が昨年度から始まりまして、その右側に21年度の実績とありますが、例えば一番上の藻場の活動項目でしたら、母藻の設置、ウニの除去、アマモの移植等が行われています。2 番目として干潟につきましては、干潟の耕うん、アサリを食べるツメタガイの除去、機能発揮のための生物移植ということでアサリとかハマグリ等の放流、ごみの除去等を行いました。そのほかに、ヨシ帯、サンゴ礁の保全活動があります。

これは現在どこまで進んでいるかといいますと、左の下側に日本地図がございます。平成21年度から始めまして、この年は23道府県で186の活動組織でスタートしました。多いところでは北海道、長崎県があります。22年度に入りまして、7 県さらに追加になりまして、全部で今年は大体250～260の活動組織でやっていただいております。

2 ページをご覧くださいと思います。その代表的な活動例のイメージであります、上のほうが長崎県の西海市の例であります。これはウニによって磯焼けが発生しているということで、この場合はガンガゼですけれども、ガンガゼをつぶして除去している活動をやっております。その下側は岩手県の宮古市で、宮古湾の奥にある干潟を耕うんし、加えて、アサリの天敵であるツメタガイの除去活動をやっております。

3 枚目はこの事業の制度でございますが、21年度から25年度までを事業実施期間とし、今年度は全部で国費として7 億6,100 万円で実施しております。今年度は、30道府県、250～260の活動組織でやっていただいております。

環境・生態系の御紹介は以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

次回日程について

○中田分科会長 特にないようでしたら、次回の日程について事務局からお願いします。

○宇賀神計画課長 それでは、次回の漁港漁場整備分科会の日程でございますが、時期としては、11月頃をお願いしたいと考えております。なお、後日、改めて事務局から日程案を各委員の皆様にお諮りさせていただき、そして決定させていただくことにしたいと思っております。11月頃でございます。

○中田分科会長 では、後日事務局のほうからまた日程調整させていただくことになると思いますが、皆さんそれぞれお忙しいことと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしますけれども、この機会に何か特に御発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、以上をもちまして本日の第23回漁港漁場整備分科会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会